

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成22年度介護保険事務調査の集計結果について

計 8枚（本送信票を除く）

Vol.157

平成22年8月12日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 各都道府県におかれましては、貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (広域指導係・内線 2265)
FAX : 03-3503-2167

事 務 連 絡
平 成 22 年 8 月 12 日

各都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成22年度介護保険事務調査の集計結果について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度介護保険事務調査につきまして、集計作業が終了しましたので、
情報提供させていただきます。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険計画課広域指導係

Tel03-5253-1111（内線）2265、2266

平成２２年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点：平成２２年４月１日現在（一部の項目を除く）

調査対象：全国１，７５０市町村（１，５８７保険者）

～ 回答率１００％ ～

※ 保険者数の推移

	保険者数（市町村数）	対前年増減
平成１２年４月１日	２，９０１（３，２５２）	—
平成１３年４月１日	２，８７８（３，２４９）	△ ２３（△ ３）
平成１４年４月１日	２，８６９（３，２４１）	△ ９（△ ８）
平成１５年４月１日	２，７５９（３，２１３）	△ １１０（△ ２８）
平成１６年４月１日	２，６９７（３，１２３）	△ ６２（△ ９０）
平成１７年４月１日	２，１４０（２，４１８）	△ ５５７（△ ７０５）
平成１８年４月１日	１，６７９（１，８４３）	△ ４６１（△ ５７５）
平成１９年４月１日	１，６７０（１，８２７）	△ ９（△ １６）
平成２０年４月１日	１，６５７（１，８１１）	△ １３（△ １６）
平成２１年４月１日	１，６３１（１，８００）	△ ２６（△ １１）
平成２２年４月１日	１，５８７（１，７５０）	△ ４４（△ ５０）

１．保険料（６５歳以上の第１号被保険者の保険料）

- 特別徴収対象者数は約２，５４５万人、普通徴収対象者数は約３５１万人。
- 平成２２年６月から仮徴収額を変更する予定の保険者数は７１８（４５．２％）、平成２２年８月から仮徴収額を変更する予定の保険者数は６３９（４０．３％）。
- 普通徴収における保険料の収納事務を私人委託している保険者数は１４１（８．９％）。
- 低所得者への単独減免を実施している保険者数は５２９（３３．３％）であり、このうち、いわゆる３原則（※）の範囲内で行っている保険者数は４７９（９０．５％）。

※ 保険料減免の３原則

① 「個別申請により判定」

介護保険制度においては、保険料を所得に応じて原則６段階設定とすることなどにより、所得の低い方への必要な配慮を行っているところである。こうした方法以外で、更に一定の収入以下の者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である。

② 「減額のみ」（全額免除は行わないこと）

介護保険は、４０歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、６４歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、この助け合いの精神を否定することになる。

なお、保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給についても、保険料の免除と同じ結果となる措置は、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

③ 「保険料財源」（保険料減免に対する一般財源の繰入を行わないこと）

介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則２０％、市町村の一般財源が１２．５％というように、それぞれ負担割合が決められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいているものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになる。したがって、低所得者へ特に配慮する場合には、高齢者の保険料で負担すべきものと定められた枠の中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額とすることにより、対応すべきである。

（参考）

調査時点	単独減免実施保険者数 (A)	うち３原則遵守保険者数 (B)	B／A
13年４月１日現在	134	43	32.1%
14年４月１日現在	420	308	73.3%
15年４月１日現在	695	622	89.5%
16年４月１日現在	841	754	89.7%
17年４月１日現在	771	692	89.8%
18年４月１日現在	555	505	91.0%
19年４月１日現在	551	501	90.9%
20年４月１日現在	551	499	90.6%
21年４月１日現在	542	487	89.9%
22年４月１日現在	529	479	90.5%

2. 要介護認定調査

① 新規要介護認定の調査方法とその件数

	実施市町村数 (重複あり)	調査件数 (平成 22 年度見込み)
市町村による直接調査	1, 7 3 5	1, 2 4 7, 8 2 2
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	2 1 9	1 6 9, 6 8 1

② 更新・変更要介護認定の調査方法とその件数

	実施市町村数 (重複あり)	調査件数 (平成 22 年度見込み)
市町村による直接調査	1, 6 3 7	2, 0 5 9, 9 4 6
認定調査を指定市町村事務受託法人へ委託	2 0 5	3 8 0, 5 8 2
認定調査を指定居宅介護支援事業者等へ委託	1, 3 8 5	2, 0 3 3, 9 1 8

3. 地域支援事業

任意事業の実施状況

・家族介護支援事業

		実施保険者数(重複あり)
家族介護支援事業		9 1 1
認知症高齢者見守り事業		5 0 2
家族介護継続支援事業	ヘルスチェック、健康相談	1 0 0
	介護用品の支給	9 3 4
	慰労金等の贈呈	6 4 7
	交流会等の開催	6 1 8

・その他の事業

		実施保険者数(重複あり)
成年後見制度利用支援事業		1 0 2 8
	後見人等の報酬への助成	7 6 3
	申立てに要する費用への助成	8 4 8
	成年後見制度の利用促進のための広報、普及活動	5 7 8
福祉用具・住宅改修支援事業		8 6 1
	理由書作成の委託・助成	7 8 0
地域自立生活支援事業	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	2 2 2
	介護サービスの質の向上に資する事業	2 9 3
	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	3 6 3
	家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	8 9
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	3 1 2

4. 給付

① 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者等を対象に介護方法の指導等を行う事業。

実施保険者数		1 5 9 (1 0 . 0 %) (前年 9 . 3 %)
内 訳 (重複あり)	地域支援事業以外の介護予防事業	
	健康づくり教室	3 3
	介護予防教室	4 6
	介護者支援事業	
	介護者教室・相談	3 5
	家族リフレッシュ事業	2 0
	直営介護事業	8
	高額介護サービス費の貸付事業	7 1
	その他	3 9

※「その他」の中には、配食サービス等がある。

② 市町村特別給付

第1号被保険者の保険料を財源として、要介護者、要支援者に対し、市町村が条例で定めることにより行う、法律で定められた保険給付以外の独自の給付。

実施保険者数 141 (8.9%) (前年7.8%)		
内 訳 (重複あり)	(紙) おむつの支給	68
	移送サービス	29
	通所入浴サービス	5
	寝具乾燥サービス	19
	配食サービス	42
	訪問理美容サービス	23
	在宅復帰支援費の支給 (一時外泊時の給付)	7
	その他	48

※「その他」の中には、緊急時の短期入所サービスに係る給付等がある。

③ 基準該当サービス

指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを保険給付の対象とするもの。

実施保険者数 262 (16.5%) (前年16.4%)		
内 訳 (重複あり)	居宅介護支援	59
	訪問介護	103
	同居家族に対するヘルパー派遣	10
	訪問入浴	29
	通所介護	54
	福祉用具貸与	13
	短期入所	100
	介護予防居宅介護支援	46
	介護予防訪問介護	58
	同居家族に対するヘルパー派遣	8
	介護予防訪問入浴	15
	介護予防通所介護	44
	介護予防福祉用具貸与	11
	介護予防短期入所	59

④ 相当サービス

指定居宅サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合に、これら以外の在宅サービス（に相当するもの）を保険給付の対象とするもの。（通所介護など）

実施保険者数	24（1.5%）（前年1.3%）
--------	------------------

⑤ バウチャー

市町村が被保険者に対して事前に利用券（バウチャー）を交付し、それにより現物給付によるサービス利用を可能とするもの。（住宅改修費、福祉用具購入費等の支給など）

実施保険者数	6（0.4%）（前年0.6%）
--------	-----------------

⑥ 独自の受領委任方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

採用保険者数	510（32.1%）（前年29.9%）	
内 訳 （重複あり）	高額介護サービス費（施設）	148
	福祉用具購入	372
	住宅改修	470
	その他	13

※「その他」の中には、特例居宅介護サービス費等がある。

5. 独自の施策

① 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とすること。

実施保険者数	17（1.1%）（前年1.1%）	
内 訳 （重複あり）	居宅サービス区分	7
	福祉用具購入費	0
	住宅改修費	13

② 種類支給限度基準額

居宅サービス等区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生ずる場合に、市町村の判断で定める。対象サービスの種類ごとに居宅サービス等区分の支給限度基準額の範囲内で定められる。

実施保険者数	1（0.1%）（前年0.0%）
--------	-----------------

6. 利用者負担の軽減施策（実施市町村数）

障害ヘルパー利用者の軽減措置	928（53.0％）（前年58.4％）
社会福祉法人による軽減措置	1,507（86.1％）（前年84.6％）
離島等地域における軽減措置	204（11.7％）（前年9.6％）
中山間地域等における軽減措置	156（8.9％）（前年6.9％）
市町村単独の軽減措置	362（20.7％）（前年20.4％）

7. 境界層措置

①給付減額等の記載を行わない②居住費（滞在費）の負担限度額の減額③食費の負担限度額の減額④高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ⑤保険料段階の引き下げを行うことにより、生活保護を必要としない状態となる者について、①から⑤までの順に適用を行う措置

対象者数		3,854
内 訳 (重複あり)	給付減額等の記載を行わない	643
	居住費（滞在費）の負担限度額の減額	3,073
	食費の負担限度額の減額	2,581
	高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ	1,103
	保険料段階の引き下げ	1,003

8. 第三者行為求償等

① 第三者行為求償件数

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する制度

内 訳 (重複あり)	国保連に処理を委託	1,593
	現に第三者から支払を受けている	426
	交渉中	989

② 給付免責件数

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れる制度

内 訳	現に給付免責となっている	29
	交渉中	68

9. 人員配置

介護保険関係業務を行う職員数（一般職に属する常勤職員数）

職員数(全国計)	18,130
----------	--------